

公共測量における地形測量及び写真測量の「電子納品検定」について

当協会では、「作業規程の準則」(平成20年3月31日付 国土交通省告示第413号)に準拠した地形測量及び写真測量による数値地形図データファイル作成における、測量成果電子納品要領(案)(平成20年12月 国土交通省)に基づいた、電子納品の検定を行います(以下、「電子納品検定」と呼びます)。

電子納品検定は、従来から行っている地形図データファイルの点検の他に品質評価表及びメタデータの点検を行い、それらの測量成果等が、納品する電子記録媒体に適切に格納されているかについて行います。

このように、電子納品検定では新たな点検内容が加わることから、作業の流れを関係者の方々にご理解いただき、より効率的に業務を実施することへのご協力をお願いするものです。

なお、電子納品検定に該当しない従来の検定は、これまで通り実施します。

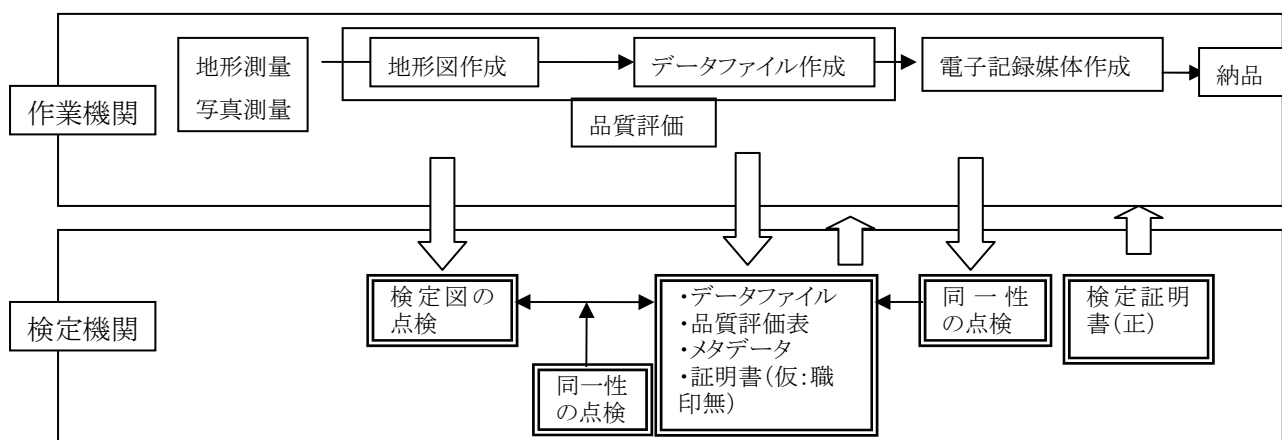
1. 電子納品検定は、以下の測量成果品を対象とします。

- 1) 数値地形図データファイル(検定図及び JPGIS(ver.1.0、2.0)/標準図式ファイル)
- 2) 品質評価表(PDF)
- 3) メタデータ(JMP2.0)
- 4) 電子記録媒体

ただし、証明する内容は、検定契約した範囲となります。

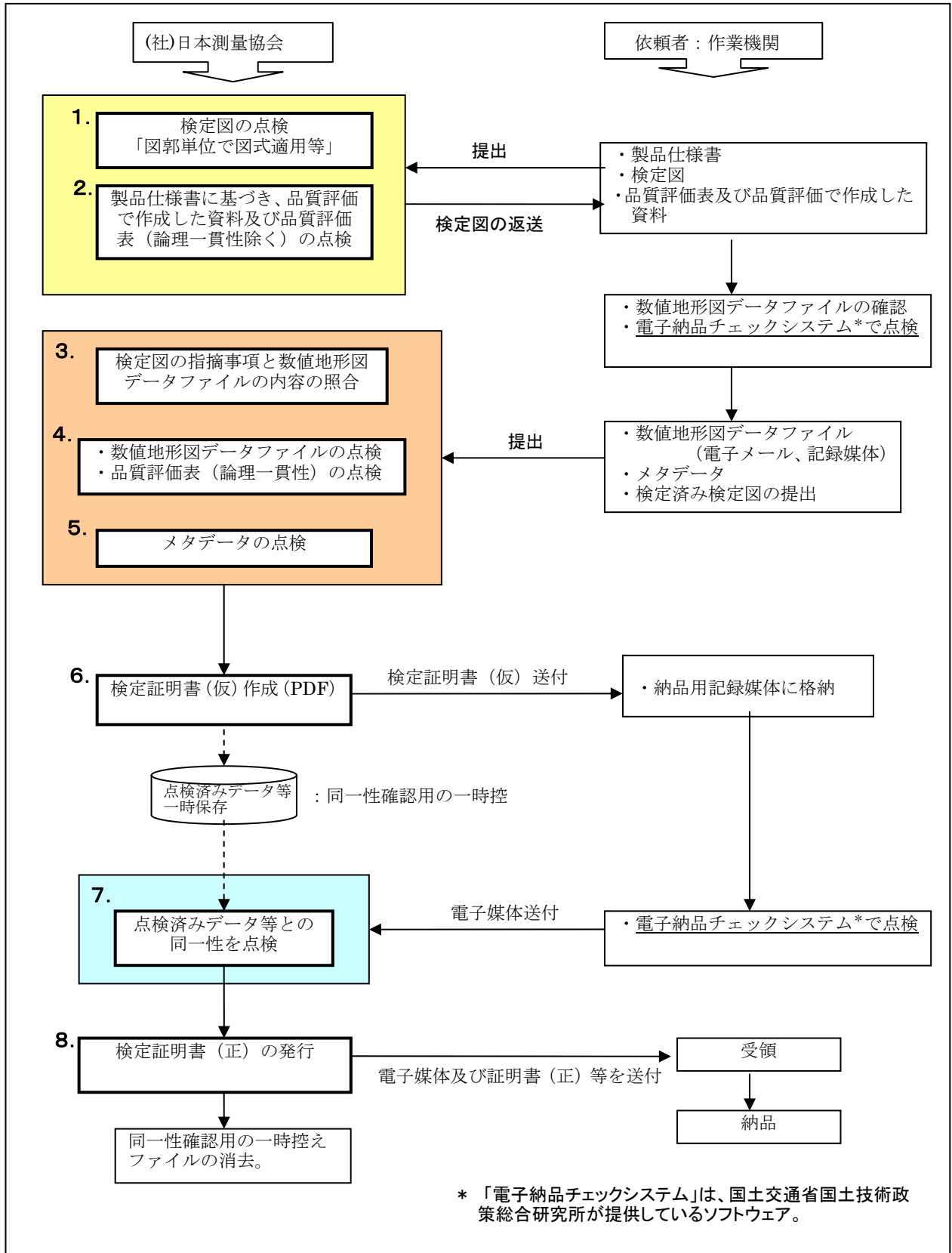
なお、製品仕様書をはじめとして、必要な資料等の提出をお願いします。

2. 電子納品検定と測量作業の流れ(数値地形図データファイル作成のイメージ)



3. 電子納品検定の流れは下図ようになります。

公共測量における代表的な電子納品検定流れ図



以下は、各工程における点検等の実施内容です。

No.1. 検定図の点検:

検定図は国土基本図図郭単位等で、図式記号化された数値地形図の出力図です。依頼者によって作成、提出していただきます。

点検は、現地調査写真、図式規程等によって、検定図の誤記・脱落等の確認を行います。航空レーザ測量におけるフィルタリングの点検図も規程の範囲で点検を行うことは同様です。

No.2. 品質評価で作成した資料及び品質評価表(論理一貫性除く)の点検:

品質評価において作成された関連資料(論理一貫性を除く一式)により、品質評価表等と製品仕様書との適合性を点検します。

No.3. 検定図と数値地形図データファイルの内容同一性の点検:

検定図上の指摘事項とデータファイルの内容を照合します。

特に、No.1 の点検で検定図の内容に修正が行われた場合、その部分について、データファイルの内容に適切に反映されて、同一となっているか否かを目視によって点検します。

No.4. 数値地形図データファイルと品質評価表(論理一貫性)の点検:

数値地形図データファイル(JPGISVer1.0あるいは2.0に準拠したXMLデータ、標準図式データ等)の論理一貫性の点検を行い、あわせて、品質評価表(論理一貫性)の点検を行います。

なお、XMLデータの場合はデータの性質上、図郭単位ではなく、作業区域全体(全数)の検定契約が必要です。また、論理点検には「ルールファイル*」及び「コード定義ファイル*」が必要となり、原則、作業機関において作成し、提出していただきます。データファイルを提出する際は、「電子納品チェックシステム」プログラム(国土交通省)によって点検し、誤りがないことを確認してください。

*「ルールファイル」及び「コード定義ファイル」とは、作業機関が作成した数値データの内容を記述していただくファイルで、当協会点検プログラムにおける論理点検の際に使用します。なお、作成マニュアルはホームページに掲載してあります。

No5. メタデータの点検:

メタデータの記述内容について目視点検と論理点検を行います。品質評価結果が適切に反映されているかの点検も含みます。

No.6. 検定証明書(仮)(PDF):

No.5までの工程の完了後に、検定証明書(仮:職印のないもの)をPDF化したファイ

ルを送付します。電子記録媒体の所定のフォルダ内に収録してください。

No.7. 点検済みデータファイルとの同一性の点検:

納品用の電子記録媒体が提出された段階で、検定用パソコンに一時保存している点検済の数値地形図データファイル等の内容と、同一性を点検します。

なお、提出の際は、再度、「電子納品チェックシステム」プログラムを通して誤りのないことを確認してください。

No.8. 検定証明書(正)の発行:

電子記録媒体の内容の確認後、検定証明書(正)を印刷物として発行し、送付します。検定記録書も同封いたしますので、併せて納品してください。

以上